

平成 28 年度第 2 回郡上市住民自治基本条例検証委員会 会議要旨

1. 日時

平成 28 年 11 月 24 日（木） 19 時 30 分～21 時 15 分

2. 場所

郡上市役所 4 階大会議室

3. 出席者

（出席委員）上村英二、西脇将洋、日置次郎、小椋和子、山中佐代美、石神 鉦、
（アドバイザー）中京大学准教授 今井良幸
（欠席委員）佐藤正彰、中山紀子、高橋ゆき江
（事務局） 置田優一、和田隆男

4. 協議事項

（1）郡上市住民自治基本条例の周知について

上村委員長より、前回の委員会の内容を踏まえて、魅力ある地域づくり事業（資料 1）及び周知（資料 2）について説明。

7. 議事内容

委員長

まちづくりフェスティバルを開催して、中学生から提案してもらっている。入賞の八幡中学校は総合的な学習の時間の 8 時間分を使って「GOOD 郡上プロジェクト」の提案を作成している。学習時間の前半で住民自治を学習し、自分が住んでいる地域の課題を探していく。次に課題としてあげた町屋の空き家について子ども達で相談する。ただ机上だけで相談するのではなく、実際に八幡町の空き家対策を行っている産業振興公社へ行って話を聞いて具体的な活用方法を考える。この基本となるところを、教科書の住民自治に関する部分で学んでいる。

前回の会議で周知が課題としてあがりました。先ほども言いましたが、中学生は授業で住民自治について学んでいる。そこで中学生程度で理解できる内容で、分かりやすくイラストや写真を多用した冊子を作製すれば、一般市民の皆さんにも知っていただき興味を持ってもらえるのではないかと。子ども達が学ぶことで家庭でもひとつの話題になるのではないかと。

事務局

前回の会議の後、学校教育課で学習課程において、住民自治の学習の機会はいつなのか問い合わせたところ、中学校 3 年生の公民で学習するということでした。また、先ほど上村委員長さんからもご紹介がありましたが、一部の中学校で総合的な学習の時間を使って、「GOOD 郡上プロジェクト」への参加を機会に、中学 3 年生が市への提案ということで、住民自治について学んでいます。

委員長

前回の会議でもご案内しましたが、今回は住民自治の周知について協議いただきたいと思います。また、次回は地域協議会をテーマにしたいと思います。

では何から始めるかという、「ターゲット」「方法」「内容」「項目」を決めていく必要があります。例えば住民自治基本条例の中から、どれをどのように取り上げていくということが項目や内容になり、方法としてはイラストとかマンガを使って説明する方法、また、ターゲットを誰にするのかを検討していきたい。大人だけではなくこれからの郡上を担っていく子ども達が学ぶこと、これも一つの郡上学になると思う。この冊子が教材・教科書になれば良いと思っている。ですから「ターゲット」「内容」「項目」について、市民の皆さんに周知できるものを作っていったらよいかご相談したいと思う。

委員

子どもへの周知として、二番煎じではあるが郡上かるたと同じように、かるたが良いと思う。郡上かるたがあるので無理だと思うが。

アドバイザー

本校の学生に周知について考えさせました。提案としてペーパーを作ってきたので、見ていただきたいと思います。

委員長

学生の方から思いついたのですが、ケーブルテレビの番組を活用して、郡上市をテーマとしたクイズ番組を作ることはよいと思う。

委員

郡上市検定というアイデアもよいのではないかな。

委員

「GOOD 郡上プロジェクト」で総合的な学習の時間で実際にインタビューをしたり、聞き取りをまとめたり、まとめたものから考えたりすることはよいことだと思う。今やっている総合的な学習の時間をもっと深めるようなやり方をすれば、自治条例を周知ができるのではないかな。

周知には色々なやり方があると思う。条例を一字一句覚えることが周知ではないと思う。最終的には条文にたどり着くとしても、それに基づく考え方が子ども達に根差していくことが大事だとも思う。今の時点でかなり出来上がっているのだから、これをもっと深めるやり方があるのではないかな。

委員長

以前は市民自らがやっていたことが、段々とわがままや甘えで行政にお願いするようになり、これではいけないということで協働ということが出てきた。自治基本条例というのは普段やっていることの基本的な理念が書いてある。当たり前だと言われるが、本当に当たり前のようにできているかということが理解されていないのではないかな。

委員

その辺が両極端で、分かっている人と全く分かっていない人がいるので、ターゲットしてやり方をしっかり考えないといけないと思う。

委員長

多数はどういう人々なのか、それによってターゲットが違ってくる。自分のまわりでも全く読んだことのない人がいる。当たり前のことが書いてあると分かる人が理解してくれている人だと思う。

委員

頑張っているけど一人で頑張っている人たちもいるのではないかな。そういう人たちにもこういうやり方もあるということ、きちんと伝えていく必要がある。

委員長

基本的には、この条例を見たこともない人、聞いたこともない人に周知することがターゲットだと思う。

委員

新しいことに向かっていけない人がいて、今のままで良いという人がいる。町内で役員をやっていたが、自分たちでやればできることでも市に要求していく人がどこにでもいるのではないかな。

委員

全戸に条例のパンフレットが配ってあるが読んでいない方が多いのではないかな。

委員

合併後ある程度の時間は経っているが、まだまだ合併前の町村のエゴが残っていて、その垣根は短時間ではなかなか消えるものではない。それと同じように住民自治についても浸透するには時間がかかるが、自治会やシニアクラブ等の団体を通じて地道に周知していくしかないと思う。

読んだことがない人もいるが、やっぱりこの条例はいいことではあるが、書いてあることが難しいと思う人が多く、そういう人たちに一歩前に出てもらうようなやり方をすれば、徐々に理解が得られるのではないかな。

委員

各自治会、地域協議会で説明をもう一度やっていくのがいいかなと思う。また、子どもを通じて各家庭でもよいし、様々な年代に向けて各地域で周知を進めるのがよいのではないかな。

委員長

前回の会議で石神さんからも言われていたが、地域協議会の委員が自治条例を知らないようではいけないという意見をいただいていたが、そのところから始める必要がある。地域を周るということは一つの手段だと思う。見たことのない人に見てもらう方法、また、これからの子供たちに向けて学校での学習も必要だと思う。

条例施行2周年記念で、ケーブルテレビで郡上市検定、またクイズ番組をやるのもよいのではないかな。

ケーブルテレビや地域の団体への説明はお金を掛けずに進めることができる。その

他に住民自治に興味を持ってもらえる冊子で、子ども達の学習や大人への周知に使えるものを作れば良いのではないか。

アドバイザー

中学生で言えば、今の教科書はよくできていて、教科書の本文以外の部分に大学でも話すようなことが書いてある。ただ座学で地方自治などを学習することは大学生でもイメージすることができない。行政がやっていることがわからない。逆に憲法の授業の方が義務教育や高校でも習っていることや、いろんところで憲法の話を知っているから、イメージがわかりやすい。本当は憲法の方が深く入ると難しいはずだが、イメージ論で言えば、憲法の方がイメージしやすく入りやすい。地方自治の場合はその場がイメージできない。自分が行政と関わったことがない、窓口に行ったこともない。住民自治の学習について、どれだけ時間を割いているのかわからないが、そういう中で大学生のなかでもイメージがわきにくいと言われている。

委員

都会だともっとそうだと思います。こっちに来るまで役場で何をしているか全然知らなかった。住民票を取るときにしか行かない。

委員長

八中の子ども達は市民協働まで学習する。市民協働までやるということは行政が何をしているのか、どういう存在であるのか、市民という存在がいるのかを理解して市民協働を学んでいる。ただ担当の先生にもよるという面もある。

委員

先生にも温度差があるが、自治会で説明をしてもそれぞれ温度差がある。合併して10年が経過すると、市職員のOBが自治会長などの役員となっているので、自治会での説明にはちょうどタイミングではないか。

委員長

たしかに言われるとおりで、各自治会に職員OBの方がみえるのでよく理解してもらえらると思う。また、自治会長会で今井先生に話していただくと良いかもしれない。

アドバイザー

皆さん分かりやすくという意味でイラストを使用するというのもありますが、資料2の教科書のコピーの中の、4つの行政の仕事の写真がありますが、その他に協働でやることの写真を並べて説明すると具体的に分かりやすいと思う。

委員

条例すべてを仕分け作業的に掲載するのですか。

アドバイザー

あまりびっしりとすべてを掲載するのではなく、行政の仕事の中で市民との協働で実施している事業を紹介すれば、子ども達が見て自分の親も関わっていたことであれば、イメージがわかりやすいのではないか。

委員長

色々細かく説明すると結局解りづらくなるので、導入部分に絞っていくのでは良いのではないか。また、冊子が完成してから、地域協議会へ説明に行くとか、ケーブル

テレビの連続番組で解説するのがよいのではないか。

今回の協議をまとめると、なるべく文字を減らしイラストは写真を多用してはどうか。例えば写真でいえば、柳町の水路掃除や西乙原の水路修繕の写真を使うのが分かりやすい。

事務局

市の広報誌で特集などやってもよいのではないか。冊子と合わせて分かりやすく紹介してもよいのではないか。また、その際に検証委員会の委員さんにも関わってもらえればよいと思う。男女共同参画も推進会議の人たちが取材して写真も撮ってもらって、編集は事務局が行っている。

委員長

ターゲットとしては、今まで条例を見たことのない人、中学校3年生の子ども達を対象となる。方法としてはマンガではなく、イラストを基本に写真も入れて、なるべく文字数が少ないものにする。その他に行政の役割、市民の役割が分かるものであることと、きっかけづくりになるようなものとする。何のきっかけにというと住民自治基本条例の中の協働に焦点をあてる。また、詳しく知ってもらうきっかけづくりであって、十分に住民自治基本条例を知ってもらうためのものでなくてもよいことにしたい。

残りは項目ということで、何を載せるのかということになる。第7条の市民の役割が重要となると思う。また第2項の学習に努めということも、この冊子を作ることは市民が学習するきっかけになるということで重要である。

ある程度のたたき台を事務局に作ってもらう必要がある。皆さんの中に何か注文があればお聞かせ願いたい。

アドバイザー

いくつかのまとまりに整理できるのではないか。基本的な考え方、それぞれの役割の分担、住民自治組織や市民協働という部分にというような3つか4つに分かれるのではないか。

委員長

市長は、議会はというように分けると解りにくくなってしまうので、目的で分ける方がよいかもしれない。

今、意見を言ってくださいと言っても難しいかもしれませんが、意見があれば企画課事務局まで連絡してください。

事務局

次回までに事務局でたたき台を作りたいと思いますが、条文の流れで作らなくてもよいと考えていいでしょうか。

委員長

イラストまではまだ必要ないので、項目立てを考えてもらいたい。次回、地域協議会をテーマにしますが、一部周知についても協議したいと思いますので、途中経過のものでもよいので、資料を準備してほしい。第3回の会議で提案していただき、第4回で方針を決めていきたい。地域協議会に対しては交付金の関係について企画課に情

報が集まっているということで、今年度はこの2点について、市長さんに提言させていただき内容をまとめたいと思う。

中京大学の学生の提案については、一度プレゼンしてもらいたい。こちらへ学生を呼ぶのも大変なので、検証委員会が大学を訪問してお聞きすることはできると思う。そこで検証委員会で希望者を募って実施したいと思う。事務局で調整をお願いします。

それでは、本日の会議は終了したいと思います。

以上